

第3回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会

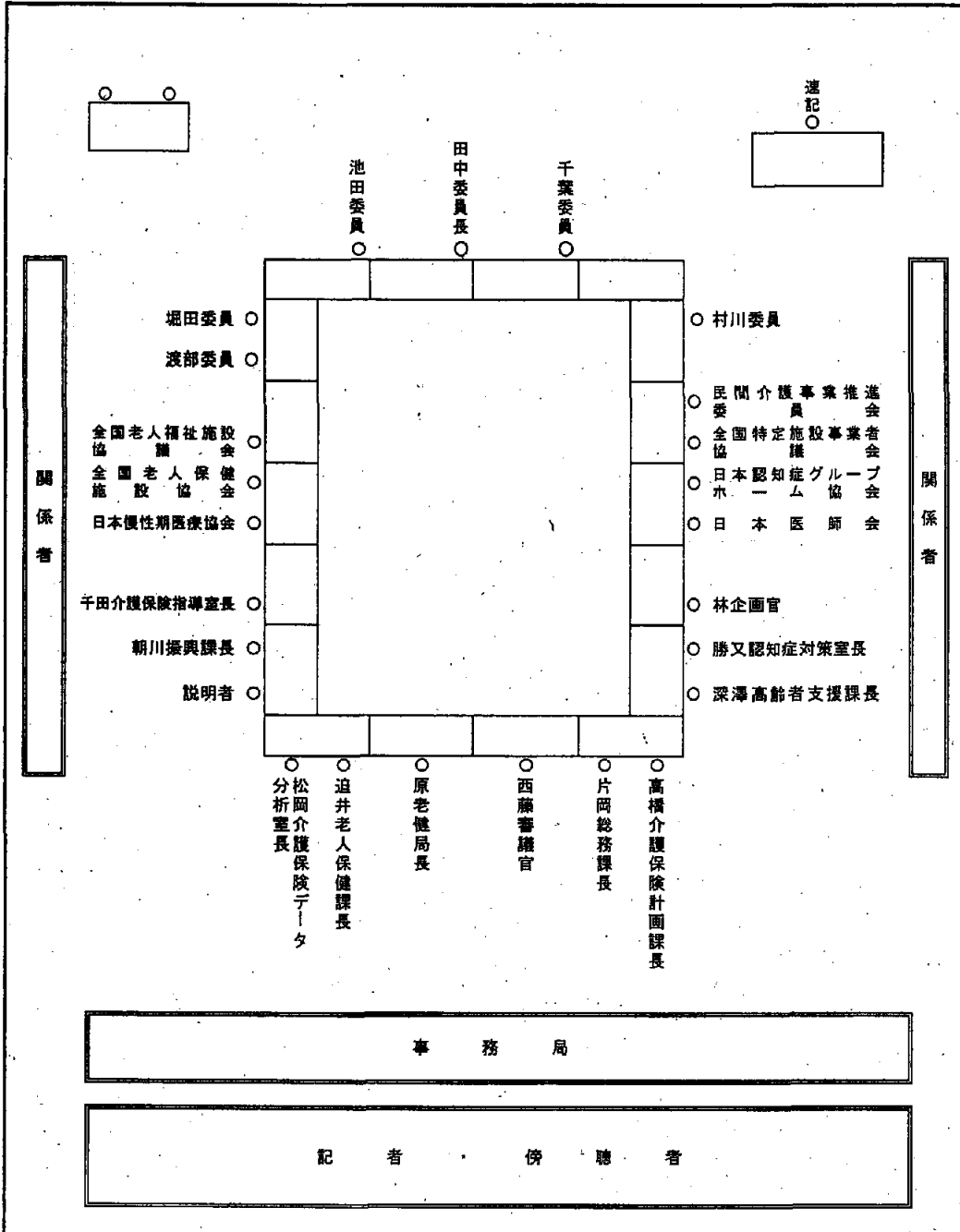
日時 平成24年12月4日(火) 9:00~12:00
 場所 如水会館 (スターホール(2階))

社会保障審議会介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会(第3回)議事次第

日時:平成24年12月4日(火)
 9:00から12:00まで
 於:如水会館「スターホール」

議 題

1. 介護サービス施設・事業所が行う高額投資に係る消費税負担の実態調査の実施について
2. 関係団体ヒアリングについて



第3回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会

24.12.4

介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の成立に伴い、今後、消費税率の引上げが行われることを踏まえ、現在、介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて検討を行っている。
- この法律では「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をする」とされており、介護報酬でも、これまでの消費税引上げ時等の診療報酬における対応と同様の対応を行う場合、平成25年7月に実施予定の介護事業経営概況調査で、各サービスの人件費割合、非課税品目等のデータを取得し、改定率の検討を行う必要がある。
- また、現在、医療保険側では、医療機関等が行う高額な投資に係る消費税の負担の状況について調査を行い、その対応についても検討することとしている。介護保険でも、医療のような高額な投資の有無を含めた検証が必要となる。
- このため、医療保険側と同様に高額な投資に係る消費税の負担について調査を行いつつ、今後の対応を検討していくこととし、まずは、関係団体ヒアリング及び医療と同様の高額な投資に係る部分の実態調査を実施する。(平成24年9月の介護事業経営調査委員会と介護給付費分科会で了承済)
- 今回の介護事業経営調査委員会では、高額な投資に係る部分の実態調査で使用する調査票の説明と関係団体のヒアリングを実施する。

氏名	現職
池田省三	地域ケア政策ネットワーク研究主幹
田中滋	慶応義塾大学大学院教授
千葉正展	独立行政法人福祉医療機構経営支援室経営企画課長
藤井賢一郎	日本社会事業大学専門職大学院准教授
堀田聰子	独立行政法人労働政策研究・研修機構人材育成部門研究員
村川浩一	日本社会事業大学教授
渡部博	公認会計士 渡部博事務所

◎:委員長
(敬称略、五十音順)

介護サービス施設・事業所が行う高額投資に係る消費税負担の実態調査
の実施について（案）

介護保険サービスにおける消費税課税の状況を把握するため、以下の基本的な考え方に沿って実態調査を行ってはどうか。

1. 調査の目的

介護保険サービスにおける高額投資に係る消費税の取扱い等について、検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の方針

中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織（医療機関等における消費税負担に関する分科会）において、医療機関等の行う高額投資に係る消費税負担の状況について調査を行う予定となっていることを踏まえ、本調査においても同様に、介護サービス施設・事業所が行う高額投資に係る消費税負担の状況について把握することとする。

「高額投資」については様々な考え方があり得るところであるが、本調査においては、今後の介護事業経営調査委員会等における「高額投資」への対応についての議論のベースとなるデータを、できる限り幅広く把握することが本来的には求められている。他方、調査項目が多くなり過ぎると、調査票への回答率が低下し、十分な回答数を得ることができなくなるおそれがある。

以上のような制約があることを踏まえ、本調査におけるデータ入手方法は以下のとおりとする。

介護サービス施設・事業所に対して、①直近の事業年（度）に係る固定資産台帳のデータ、②調査票に対する回答、の提出を依頼する。

固定資産台帳のデータから得られる情報は本調査の受託業者が整理・集計することとし、本調査において必要なデータはできる限り固定資産台帳のデータから入手する。介護サービス施設・事業所に対し回答の記入に係る作業負担を求める調査票で取得する情報は、固定資産台帳から得られないものみに絞り込む。

3. 調査スケジュール

(1) 調査開始時期

平成 25 年 1 月を予定

(2) 調査受託業者から厚生労働省に対する報告時期

平成 25 年 3 月末を目途

4. 調査対象及び客対数

調査対象サービス	事業所数	客体数
介護老人福祉施設	6,509	500
介護老人保健施設	3,896	500
介護療養型医療施設	1,718	500
訪問介護事業所（介護予防を含む）	28,865	200
訪問入浴介護事業所（介護予防を含む）	2,294	200
訪問看護事業所（介護予防を含む）	7,933	200
通所介護事業所（介護予防を含む）	32,369	200
短期入所生活介護事業所（介護予防を含む）	8,465	200
特定施設入居者生活介護事業所（介護予防を含む）	3,875	200
福祉用具貸与事業所（介護予防を含む）	6,715	200
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	29	29
夜間対応型訪問介護事業所	156	100
認知症対応型通所介護事業所（介護予防を含む）	3,628	200
小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防を含む）	3,712	200
認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防を含む）	11,654	200
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（介護予防を含む）	224	110
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	881	170
居宅介護支援事業所（介護予防を含む）	34,340	200
計 18 サービス		4,109

※ 事業所数は介護給付費実態調査月報（平成 24 年 6 月審査分）（厚生労働省大臣官房統計情報部）における請求事業所数

5. 調査方法

- (1) 直近に終了した事業年（度）の固定資産台帳から調査対象サービスに係る固定資産及び併設サービスとの共用の有無を特定した上で、原則エクセル形式での提出を求め、過去 5 年のうちに取得した固定資産を抽出する。
- (2) その他の調査内容については、調査票による調査とする。

6. 調査項目

(1) 固定資産台帳から取得する情報

項目	理由
資産の一件当たり取得価額(過去5年の年度別)	「高額投資」の対象範囲について、単純に資産の取得価額によって「区分」することの是非が議論される可能性があるため。
資産の総取得価額(過去5年の年度別)	「高額投資」の対象範囲について、収益額に対する資産の総取得価額によって「区分」することの是非が議論される可能性があるため。
資産種別(※)ごとの資産の取得価額(過去5年の年度別) ※「建物」「構築物」「器械備品」「ソフトウェア」「車両」等	「高額投資」の対象範囲について、固定資産台帳に掲載されている資産種別に着目して「区分」することの是非が議論される可能性があるため。
耐用年数ごとの資産の取得価額(過去5年の年度別)	「高額投資」の対象範囲について、固定資産台帳に掲載されている耐用年数に着目して「区分」することの是非が議論される可能性があるため。

(2) 調査票で取得する情報

① 基本データ

項目	理由
総収益額、介護事業収益額、介護報酬収益額(直近の3事業年度)	「高額投資」を特定するための線引きが、収益額に対する資産の総取得価額の割合等とされる可能性があるため。

② 設備投資の状況

項目	理由
取得した建物の保有状況(過去5年の年度別)	建設費について、標準的な価格を設定し、対応の上限とする考え方により議論される可能性があるため。
介護用機器等の保有状況(過去5年の年度別)	「高額投資」の基準を設ける際に、介護用機器等の分類に着目して「区分」される可能性があるため。
リース・賃貸契約により保有する資産の状況(過去5年の年度別)	固定資産台帳では把握できない「投資的」経費について、「高額投資」に関する措置の対象とすかどうか議論される可能性があるため。
費用処理(建物・附属設備修繕)の状況(過去3年の年度別)	固定資産台帳では把握できない「投資的」経費について、「高額投資」に関する措置の対象とすかどうか議論される可能性があるため。
補助金等を利用した設備投資等の状況(過去5年の年度別)	消費税の実際の負担額を明確にする観点から、補助金を利用して取得した資産等についての対応に関して議論される可能性があるため。

按分手法について(案)

1. 必要性

調査対象施設・事業所において複数のサービスを提供している場合、保有する資産等を複数のサービスで共用していることが考えられることから、固定資産等を抽出する上で、調査対象サービス以外での使用についても考慮する必要がある。

2. 対応方法

平成13年3月28日付老振発第18号通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」において、介護サービス施設・事業所における会計処理の方法等を示している。そのうち、「減価償却費」及び「経費」の按分方法は以下のとおりとなり、本調査でもその手法を採用する。

具体的には、調査票において、建物の延べ床面積及び調査対象施設・事業所が提供する全てのサービスの延べ利用者数を把握し、建物については延べ床面積割合、介護用機器等については延べ利用者数割合によって按分することにより、調査対象サービスにかかる資産の取得価額等を算出することとする。

(参考)「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(抜粋)

減価償却費	・建物減価償却費 ・建物附属設備減価償却費 ・構築物減価償却費	建物床面積割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	医療用器械備品減価償却費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	車両船舶減価償却費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	その他の器械備品減価償却費 その他の有形固定資産減価償却費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分) 延利用者数割合により按分。
経費	・賃借料 ・地代家賃等	賃貸物件特にリース物件については、その物件の使用割合により区分。 (困難な場合は、建物床面積割合により按分)

介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査 調査票 (案)

調査対象サービス【〇〇〇】

お手数をおかけしますが、下の(1)～(5)に必ずご記入をお願いいたします。

- (1) 電話番号： ()
- (2) F A X 番号： ()
- (3) Eメールアドレス： @
- (4) 回答担当者： 氏名 (役職：)
- (5) 調査対象サービスの活動状況 (平成●年●月●日時点)
(下の1～3のいずれか1つに○)

1. 活動中	2. 休止	3. 廃止
--------	-------	-------

(平成25年〇月〇日までに投函をお願いします)

1. 基本データ

(1) 平成24年3月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。

平成 年 月 ~ 平成 年 月

(2) 経理方式について、該当する番号一つに○をつけてください。

1. 税込
2. 税抜

※ 次頁以降の間について、選択した経理方式に従って金額等を記入してください。

(3) 消費税申告の状況について、該当する番号一つに○をつけてください。

1. 申告している
2. 申告していない

(4) 収益について記入してください。

	前々々事業年(度)	前々事業年(度)	直近の事業年(度) (前々事業年(度))
総収益額	円	円	円
介護事業収益額	円	円	円
うち食費収益	円	円	円
うち居住費収益	円	円	円
介護報酬収益額 (利用者負担含む)	円	円	円

※ 総収益額は、介護事業収益、介護事業外収益、臨時収益等、調査対象サービスにおける全ての収益を記入してください。

※ 食費収益、居住費収益には特定入所者介護サービス費(補足給付)を含めた額を記入してください。

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ】

(5) 入所定員等の状況 (平成24年11月30日現在) について記入してください。

人

【介護療養型医療施設のみ】

(6) 病床数の状況 (平成24年11月30日現在) について記入してください。

病院全体の病床数	うち医療保険適用の療養病床数	うち介護保険適用の療養病床数

【訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、居宅介護支援のみ】

(7) 延べ利用者数の状況（平成24年11月中）について記入してください。

人

(8) 平成25年1月1日時点において、同一又は隣接の敷地内で運営しているすべてのサービスについて、

平成24年11月中の延べ利用者数を記入してください。（※は介護予防を含む）

サービス	延べ利用者数（平成24年11月中）
1 介護老人福祉施設	人
2 介護老人保健施設	人
3 介護療養型医療施設	人
4 訪問介護（※）	人
5 訪問入浴介護（※）	人
6 訪問看護（※）	人
7 訪問リハビリテーション（※）	人
8 通所介護（※）	人
9 通所リハビリテーション（※）	人
10 短期入所生活介護（※）	人
11 短期入所療養介護（※）	人
12 特定施設入居者生活介護（※）	人
13 福祉用具貸与	人
14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人
15 夜間対応型訪問介護	人
16 認知症対応型通所介護（※）	人
17 小規模多機能型居宅介護（※）	人
18 認知症対応型共同生活介護（※）	人
19 地域密着型特定施設入居者生活介護	人
20 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人
21 複合型サービス	人
22 居宅介護支援	人
23 介護予防支援（地域包括支援センター）	人

2. 設備投資の状況

(1) 取得（新築または譲渡）した建物の保有状況（固定資産台帳に掲載されているもの）

固定資産台帳に掲載されている建物のうち、直近の5事業年（度）中に取得した建物資産の保有状況について、該当する番号一つに○をつけてください。

また、「1. 保有している」を選んだ場合は、その詳細を以下の記入欄に記入してください。

1. 保有している

2. 保有していない

No.	資産番号	資産名称	取得年（度）	取得価額（円）	うち補助金・助成金等の額（円）	工事契約金額（円）	当該建物の延べ床面積（㎡）	うち調査対象サービスにかかる延べ床面積（㎡）	うち共用部分の延べ床面積（㎡）
例	19001	施設	2007	300,000,000	100,000,000	300,000,000	20,000	10,000	100
例	22001	職員宿舎	2010	25,000,000	5,000,000	25,000,000	2,000	500	100
1									
2									
3									
4									
5									

※固定資産台帳上の情報を記入してください。台帳上に整理番号がない場合は「-」を記入してください。

※取得価額、工事契約金額は、問1（2）で選択した経理方式に従って記入してください。

※補助金・助成金等のうち、借入金の償還補助については、受け入れ済みの補助額と、今後受け入れが予定されている補助額の合計額を記入してください。

No.	補助金・助成金等の名称	補助金・助成金等の交付団体	取得区分
例	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	〇〇市/町/村	1
例	▲▲▲助成金	△△財団	2
1			
2			
3			
4			
5			

※取得区分は、「1. 新築」、「2. 譲渡」のうち、該当する番号を記入してください。

(2) 介護用機器、医療機器、調剤用機器の保有状況（固定資産台帳に掲載されているもの）

固定資産台帳に掲載されている資産のうち、別添の機器分類表に該当し、かつ
 直近の5事業年（度）中に取得したものの保有状況について、該当する番号一つに○をつけてください。
 また、「1. 保有している」を選んだ場合は、その詳細を以下の記入欄に記入してください。

（注1）複数の機器が一体として利用されるような場合は、それらをまとめて記入してください。

その際の機器分類については、主たる機器の機能に従った分類を記入してください。

（注2）1台あたりの取得価額が100万円未満の同一資産が同一年（度）に複数ある場合には、
 取得価額の合計額をまとめて記入してもかまいません。その場合は合計数量を記入してください。

（注3）複数の資産について、補助金・助成金等が交付されている場合は、
 各資産の取得価額で按分した額を記入してください。

- | |
|------------|
| 1. 保有している |
| 2. 保有していない |

No.	資産番号	資産名称	取得年 (度)	取得価額 (円)	うち補助金・助成金 等の額 (円)	機器 分類	取得 方法	数量	共用 区分
例	19002	送迎用ワゴン車	2007	3,000,000	1,000,000	4	1	1	1
例	21003	XYZ-0123	2009	5,000,000	100,000	5	1	25	2
例	19005	浴槽一式	2007	2,500,000	500,000	6	1	1	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※資産番号、資産名称は固定資産台帳上の情報を記載してください。

台帳上に整理番号がない場合は「-」を記入してください。

※取得価額は、問1（2）で選択した経理方式に従って記入してください。

※補助金・助成金等のうち、借入金の償還補助については、受け入れ済みの補助額と、

今後受け入れが予定されている補助額の合計額を記入してください。

※機器分類は、別添の分類表から、該当する番号を選択して記入してください。

※取得方法は、「1. 購入」、「2. リース契約」、「3. その他」のうち該当する番号を記入してください。

※共用区分は、「1. 共用している」、「2. 共用していない」のうち該当する番号を記入してください。

No.	補助金・助成金等の名称	補助金・助成金等の交付団体
例	地域介護・福祉空間整備推進交付金	〇〇市/町/村
例	▲▲▲▲▲	財団法人△△△
例	■●●●●	財団法人□□□
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(3) リース・賃貸契約により保有する資産の状況（固定資産台帳に掲載されていないもの）

平成●年●月●日現在、リース契約（再リース契約を除く）又は賃貸契約により保有している建物・物品のうち、直近の5事業年（度）中に契約し、かつ固定資産台帳に掲載されていないものの保有状況について、該当する番号一つに○をつけてください。ただし、土地、有価証券等の消費税非課税のものは除きます。また、「1. 保有している」を選んだ場合は、その詳細を以下の記入欄に記入してください。

1. 保有している
2. 保有していない

ファイナンス・リース契約によるもの

No.	建物・物品の名称	数量	支払リース料総額（円）	契約年（度）	リース期間	当該建物の延べ床面積（㎡）	うち調査対象サービスにかかる延べ床面積（㎡）	うち共用部分の延べ床面積（㎡）	機器分類	共用区分
例	コピー機	2	100,000	2009年4月	3年	-	-	-	-	1
1										
2										
3										

ファイナンス・リース契約以外のリース契約、レンタル契約及び賃貸借契約等によるもの

No.	建物・物品の名称	数量	支払賃料総額（円）	契約年（度）	契約期間	当該建物の延べ床面積（㎡）	うち調査対象サービスにかかる延べ床面積（㎡）	うち共用部分の延べ床面積（㎡）	機器分類	共用区分
例	建物	1	20,000,000	2010年3月	2年	-	-	-	-	1
1										
2										
3										

※支払リース料総額、支払賃料総額は、●月●日現在締結している契約条件において、全契約期間中に支払うこととしている支払総額を記入してください。金額は、問1（2）で選択した経理方式に従って記入してください。

※建物については延べ床面積を記入してください。

※物品については、別添の機器分類表から該当する番号を選択し、機器分類欄に記入してください。

※共用区分は、「1. 共用している」、「2. 共用していない」のうち該当する番号を記入してください。

※ファイナンス・リース契約について、リース会社等からの明細から明らかにならない取引については、以下の3つの条件の全てを満たす契約を記入してください。

- ①対象資産を貴施設（事業所）が選定し、②リース会社等が貴施設（事業所）に代わって購入し、③購入額と同程度のリース料総額を支払って、貴施設（事業所）が使用している。

(4) 費用処理（建物・附属設備修繕）の状況（固定資産台帳に掲載されていないもの）

直近の3事業年（度）中に行った建物及び附属設備資産に係る修繕のうち、減価償却せず（固定資産台帳に掲載せず）経費処理したものの保有状況について、該当する番号に○をつけてください。

また、「1. 保有している」を選んだ場合は、その詳細を以下の記入欄に記入してください。

1. 保有している
2. 保有していない

No.	修繕の内容	契約年（度）	契約金額（円）	うち補助金・助成金等の額（円）	当該建物の延べ床面積（㎡）	うち調査対象サービスにかかる延べ床面積（㎡）	うち共用部分の延べ床面積（㎡）
例	建物の外壁補修	2010年4月	5,000,000	1,000,000	20,000	10,000	100
1							
2							
3							
4							
5							

※金額は、問1（2）で選択した経理方式に従って記入してください。

※補助金・助成金等のうち、借入金の償還補助については、受け入れ済みの補助額と、今後受け入れが予定されている補助額の合計額を記入してください。

No.	補助金・助成金等の名称	補助金・助成金等の交付団体
例	●●●●●	〇〇県
1		
2		
3		
4		
5		

機器分類表

○介護用機器分類表

番号	分類名	分類内容
1	移動機器（車いす等）	手動車いす、車いす関連用品、電動車いす、電動三輪・電動四輪車等
2	移動機器（リフト等）	ストレッチャー等移動器具、移乗補助機器、床走行リフト、固定式・据置式リフト、介助・歩行補助ロボット等
3	福祉車両・送迎用車両	車いす等福祉車両、入浴用特殊車両等
4	業務用車両	福祉施設等業務用自動車等
5	ベッド用品	ベッド、マットレス、床ずれ防止製品等
6	入浴用品	特殊浴槽、浴槽、入浴用チェア、浴槽台、入浴用リフト等
7	トイレ用品	ポータブルトイレ、便器・便座等
8	リハビリ・介護予防機器	歩行等訓練機器、リハビリ用教材・機器、筋力トレーニング機器、身体機能訓練機器、その他心身の機能向上に資する機器等
9	調理器具	キッチン、調理器等
10	住宅環境設備	洗濯機・乾燥機、火災報知設備、自動消火装置、防災・避難用品、自家発電・蓄電装置等
11	感染症等予防用品	空気清浄機、加湿器、消毒器等
12	情報機器	福祉事業関連コンピュータシステム等

○医療機器分類表

画像診断システム

番号	分類名
101	診断用X線装置
102	歯科用X線装置
103	医用X線CT装置
104	診断用核医学装置及び関連装置
105	磁気共鳴画像診断装置
106	診断用X線画像処理装置
107	主要構成ユニット
108	その他

画像診断用X線関連装置及び用具

番号	分類名
201	X線防護用具
202	その他

医用検体検査機器

番号	分類名
301	検査用核医学装置
302	医用検体前処理装置
303	血清検査装置
304	尿検査装置
305	その他

治療用又は手術用機器

番号	分類名
401	治療用粒子加速装置
402	放射線治療用関連装置
403	レーザー治療器及び手術用機器
404	ハイパーサーミア装置
405	結石破碎装置
406	その他

歯科用機器

番号	分類名
501	歯科用ユニット及び関連器具
502	その他

その他

番号	分類名
601	生体画像計測・監視システム
602	処置用機器
603	施設用機器
604	生体機能補助・代行機器
605	調製器具
606	家庭用医療機器
607	その他

○調剤用機器分類表

番号	分類名
701	薬袋発行機
702	調剤監査システム
703	電子薬歴
704	分包機（散剤、錠剤、水剤等）
705	全自動錠剤包装機
706	調剤台（錠剤、水剤、散剤、調剤棚等）
707	クリーンベンチ（安全キャビネット等）
708	その他調剤用機器、設備

消費税負担に関する関係団体ヒアリング・実施要領について

1. 趣旨

消費税率引上げに伴い、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討を行うため、医療機関と同様、介護サービス施設・事業所においても、高額投資に係る消費税負担の状況について実態調査を行うこととしている。

このため、介護事業経営調査委員会において、調査対象サービスに係る関係団体等に対して、実態調査の調査内容や消費税負担の現状等についてヒアリングを実施する。

2. ヒアリング項目

- ① 「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」(案)に関すること
- ② その他、消費税引上げへの対応に関する意見（ただし議論は行わない。）

3. ヒアリングの実施方法

- ・ 事前に各団体から提出された意見陳述要旨を資料配付し、これに沿ってヒアリングを行う。
- ・ 意見陳述は書面提出のみでも可とし、書面提出のみの団体については、当日配布資料に含め事務局から紹介する。
- ・ 各団体からの意見陳述がひととおり終了した後、必要に応じて委員から陳述内容に関して質問を行う。

4. 意見陳述の概要

- ・ 今回、ヒアリングの実施に係る事前の照会に対して意見有りと回答し、意見陳述を行う団体は、全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、日本慢性期医療協会、民間介護事業推進委員会、全国特定施設事業者協議会、日本認知症グループホーム協会、日本医師会、日本看護協会、全国健康保険協会、健康保険組合連合会、全国訪問看護事業協会、日本福祉用具供給協会、日本歯科医師会である。

※1 日本医師会については、後日、書面提出の予定。

※2 日本看護協会、全国健康保険協会及び健康保険組合連合会については、書面による意見提出のみ。

※3 全国訪問看護事業協会、日本福祉用具供給協会及び日本歯科医師会については、意見調整中。

・ なお、全国社会福祉施設経営者協議会、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会、日本介護福祉士会、日本介護支援専門員協会、全国知事会、全国市長会、全国町村会、千葉県国民健康保険団体連合会、日本経済団体連合会、全国老人クラブ連合会及び日本労働組合総連合会については、照会に対して意見なしと回答があった。

消費税負担に関する関係団体ヒアリング出席者名簿

24.12.4

団体名	出席者（敬称略）
全国老人福祉施設協議会	介護保険事業経営委員会委員長 榊田 和平
全国老人保健施設協会	副会長 内藤 圭之
日本慢性期医療協会	副会長 安藤 高朗
民間介護事業推進委員会	代表委員 山際 淳
全国特定施設事業者協議会	代表理事 市原 俊男
日本認知症グループホーム協会	副代表理事 武久 一郎
日本医師会	常任理事 三上 裕司

消費税負担に関するヒアリング用資料

平成24年12月4日

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

1

1.「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」に関すること。

(1) 調査対象について

(要望)

①介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設については、「従来型」と「ユニット型」に区分していただきたい。

②在宅サービスについては、「単独型」と「施設併設型」に区分していただきたい。

3

③調査票(案)-「1.基本データ」について

(要望)

○(1)～(3)は法人に係る情報、(4)～(8)は施設・事業所に係る情報であるため、基本データを法人と施設・事業所にわかりやすく区分していただきたい。

○(4)の「総収益額」、「介護保険事業収益」、「介護報酬収益額」等の名称は、旧会計基準の名称に合わせていただきたい。(※欄の説明も同様)

(確認)

○法人基本データとして、法人格に関する記入が必要ではないか。

○(1)は、平成23年度に限定できないのか。決算月を調査したいのか。

○(4)の事業年度は、平成21年度、22年度、23年度にできないのか。

5

(2) 調査票(案)について

①調査票(案)-様式・表紙について

(要望)

○「調査対象」区分ごとに、「調査票」を作成していただきたい。

○「施設名」、「施設種別」及び「地域区分」を記載していただきたい。

○「2.設備投資の状況」において、各表の「取得年(度)」、「契約年(度)」の記入例を統一していただきたい。

→「年度」記入か、「年月」記入か。「西暦」記入か、「和暦」記入か。

(確認)

○「調査対象サービス活動状況」は必要なのか。休止・廃止施設に調査を依頼するのか。

4

④調査票(案)-「2.設備投資の状況」について

○「取得価額」と「工事契約金額」の違いは何か。

○「床面積」は必要なのか。(同一拠点で運営している他の事業との按分が正確に計算できない場合も有りうる。)

○「資産名称」欄は、記入例にある「施設」、「職員宿舎」のような方法では記入できないのではないかと。(建物、建物附属設備、構築物、機械装置等に属する各品目は取得年度ごとに固定資産台帳に記載されており、「施設」1行にまとめられないため。)

○施設併設型在宅サービスの場合、施設と事業所との間で按分していない場合もありうる。

6

2.その他、消費税引き上げへの対応に関する意見

(1) 介護保険事業・社会福祉事業に関する消費税の取扱いについて

① 介護保険サービスの消費税の取扱い

◎考えられる選択肢	消費税負担
① 「課税事業」にする。	利用者
② 「非課税事業」を維持する。	介護報酬の上乗せ 基準費用額の見直し
③ 「高額投資」に係る消費税について、「身体障害者用物品の非課税」の取扱いと同様とする。 (注)	取引業者

(注)平成3年6月7日厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の3の規定に基づき、厚生大臣が指定する身体障害者用物品およびその修理を定める件」(平成22年3月31日厚生労働省告示第116号により改正)による。

② 社会福祉法人の消費税負担に係る現状

介護保険事業及び社会福祉事業は、現在、利用者に消費税を転嫁できない非課税事業であり、これらのサービスに係るコストの消費税は、利用者から回収するのではなく、サービス提供事業者が負担する仕組みとなっている。

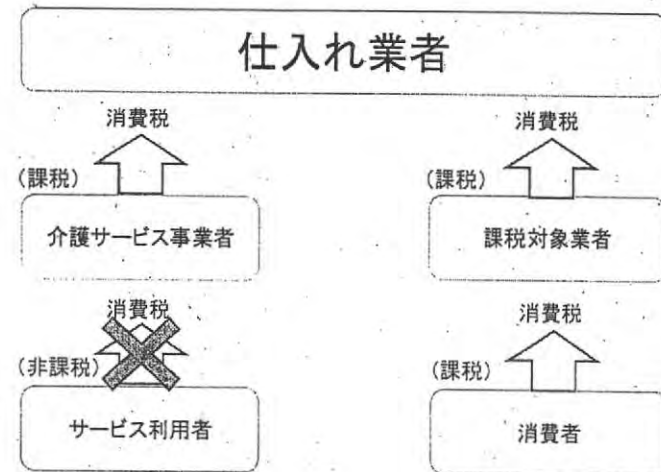
社会福祉法人においても、建物建築費、修繕費、高額介護機器等の高額投資に係る消費税を法人が負担している。

収入(売上)は非課税、支出(仕入れコスト)は課税であることから、「損税」が生じている状況である。

◎消費税率が引き上げられると…

建物建築費等について増税分が上乗せされることとなり、居住費等で税分の差異が生じ、建物の整備時期による不公平が生じる。

また、利用者に転嫁できないものもあり、損税が拡大して、経営的にも困難となることが想定される。



消費税分は介護サービス事業者が負担せざるを得ない

③消費税率引上げに係るコストへの影響

支出	収入	介護報酬	利用者負担金収入		居住費
			食費	その他	
人件費		不課税	委託ありの場合	委託なしの場合	
直接介護費					
給食材料費		課税	課税	課税	
介護用品費		課税	課税	課税	
光熱水費		課税	課税	課税	
委託費		課税	課税	課税	
派遣職員		課税	課税	課税	
給食(材料費+調理人件費)		課税	課税	課税	
その他		課税	課税	課税	
一般管理費					
修繕費・維持管理費		課税(従来型)	課税(従来型)	課税(従来型)	課税(ユニット型)
賃借料		課税	課税	課税	課税
その他		課税	課税	課税	課税
固定資産					
建物、構築物、機械・装置		課税(従来型)	課税(従来型)	課税(従来型)	課税(ユニット型)
車両運搬具		課税	課税	課税	課税
什器備品		課税	課税	課税	(物により対象)
リース資産		課税	課税	課税	(物により対象)
敷金・保証金(返還されない部分)		課税	課税	課税	課税

※課税コスト増に伴い、介護報酬、利用者負担金収入の見直しが必要
 ※従来型とユニット型では、介護報酬と居住費で、差異が出てくる。
 ※食事(給食)サービスにおいて、直営と業務委託では差異が出てくる。

◎今後の取扱い

今回の消費税率引上げにおいて、介護保険事業を従来と同様の扱い(非課税事業)とする場合には、下記のような点について考慮した取り扱いを願いたい。

◎消費税率引上げに伴うサービスコストの増大(損税の拡大)分は、介護報酬の上乗せ、食費・居住費については、基準費用額及び補足給付の見直しで対応すること。

◎新たに整備する施設整備費や大規模改修費、高額な介護サービス用の機器等にかかる消費税については、特別な扱いをもって、公平性を保っていただきたい。

④全国老協としての意見

◎これまでの取扱い(非課税)

消費税率引上げに伴い、高額投資に係る法人負担の増大が見込まれる中で、医療保険サービス及び介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて検討が進められている。

医療、福祉、介護等については、これまで社会政策的配慮のもと、利用者負担軽減を図るため非課税とされてきた。

「社会保険医療」は国民の生命・健康の維持に直接関わるものであり、「介護保険サービス・社会福祉事業」は高齢者・児童・障害者・生活困窮者等を対象とする事業であることから、税負担について国民の理解を得にくいという理由で、非課税とされてきたものである。

第3回社会保障審議会 介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会
関係団体ヒアリング資料

公益社団法人全国老人保健施設協会

1

老健施設に関する消費税取扱いの問題点について

調査票は大規模改修や高額医療機器等についての調査であり、介護施設における消費税負担について、日常的サービス提供に係る負担の状況を明確化するよう要望します。

(1)老健施設における医療に関わる消費税について

老健施設における医療に係る費用は介護保険に包括化されている

◆平成20年3月介護事業経営実態調査では、

医薬品費	約789万円/年
医療材料費	約474万円/年
<u>(施設療養材料費、施設療養消耗器具備品費)</u>	
合計	1,263万円/年

(2)補足給付における食費・居住費に関わる消費税について

基準費用額：食費1,380円 居住費(多床室)320円
(第4段階以上は消費税を転嫁することは可能という考え方はあるが)
補足給付の対象となる第1～3段階は老健施設の入所者の60%に達しており、
基準費用額のうち食材料費、給食委託費等の消費税については損税となっている。

(3)おむつ関連経費等も含めた老健施設の消費税の損税額は、1施設あたり
600万円/年に達しており、施設経営は危機に瀕している。

平成20年介護事業経営実態調査における「おむつ関連経費(購入・リース・廃棄委託等費用)は、約747万円/年。
上記 医薬品費、医療材料費、食材料費、おむつをはじめとした衛生材料費等を合計すると、消費税負担額は1施設あたり600万円/年で、介護報酬収入の約1.5%に該当する！

老健施設の経営の実態

介護給付費分科会で議論されている
収支差率とは税引き前の数値である

老健施設の開設主体	
医療法人	73.6%
社会福祉法人	15.4%
その他	11.0%

独立型	48.8%
病院併設	31.2%
診療所併設	14.2%
その他	5.8%

厚労省のデータを使うと
年間の入所事業収入は、約4億1600万円
年間の入所事業支出は、約3億7460万円

入所事業の収支差は、9.9%と示された
つまり、収支差額は、4,140万円

ところが、課税法人である医療法人において
は、税引後(40%相当)の収益は、
約2,500万円となる。

全老健会員施設の長期借入金残高は、平
成23年3月時点で約3億6千万円である

長期借入金の年間元金返済額の平均は、
約4,500万円にのぼる。

元金返済のために、2,500万円-4,500
万円=2,000万円の不足が生じており、
減価償却費全額2,184万円を取り崩して
さえ200万円程度しか残らない。

**将来への備えである減価償却費、2,184万円のほとんどを取り崩して経営が成
り立っているのが、老健施設の現状である**

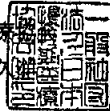
**収支差率に基づく議論の見直しが必要。課税法人と非課税法人によ
る評価、設立時の補助金の多寡による評価が必要不可欠**

日慢協第24-12号

平成24年12月4日

厚生労働省老健局
老人保健課長
迫井正深 殿

日本慢性期医療
協会 会長 武久



消費税に関する要望書

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、社会保障と税の一体改革の一環として、消費税率が平成27年10月までに段階的に10%に引き上げられることが決定されました。これから2025年に向けて更に高齢化が加速し、社会保障の強化と持続性を、国民全体で支えていくための財源の確保が必要であることは論を待つまでもありません。しかし、今後の消費税率引き上げによる医療機関の負担増に対しては、過去の消費税導入時(3%)や、5%への引き上げ時と同じく、主に診療報酬の上乗せで解消する方向性が示されています。社会保険収入に対する控除対象外消費税については、平成元年に0.76% 平成9年に0.77% 診療報酬改定時に上乗せされ、解決してきた事になっていますが、実際には、平成10年度～平成18年度までの社会保険診療報酬改定で▲7.96%の減額改定が実施されているため、想定に加算効果は事実上、すでに消滅しています。

消費税の増税にあたり、公平性、透明性を図るためにも、下記の要望項目についてご検討くださいますようお願いいたします。

謹白

1. 保険診療を課税とする

現在は、診療報酬が非課税であることに対し、医療機器、医薬品、診療材料の仕入れなどには課税され、消費税が医療機関の負担となっている。そこでまず保険診療も課税とし、その上で医療費をゼロ税率、軽減税率とする方法や、患者さんへの還付制度などの仕組みにより、患者の負担の軽減について考慮していただきたい。

2. 保険診療が課税にできない場合は、医療機器、医療材料等については非課税とする

控除出来ない課税仕入れに対する消費税(控除対象外消費税)の負担は、規模が大きくなるほど多額となり、今後10%の消費税ともなれば病院の経営に重大な影響を与えらると思われる。保険診療が非課税のままであるならば、医療機器、医療材料等についても非課税とするべきである。

3. 土地、建物(賃借含)を非課税(特例)とする

医療は、公的な使命によって国民に提供されており、その医療行為を行う場所となる土地、建物については、非課税としていただきたい。

4. 高額投資は10万円以上の資産とする

消費税の負担が資金繰りを圧迫しないよう、法人税法との調整を考え、決算後1か月以内に申請し、還付は申請締切月の翌月とする。

5. 消費税の用途を明確化する

これからの国民生活を支えていくためには、消費税を特定財源化し、その用途を医療、年金等の社会保障に係るものに特定していただきたい。

6. 柔軟な消費税率を適用する

税の公平性を鑑みても、税率は一定であることが望まれるかもしれない。しかし、諸外国では、嗜好品には高い消費税率を適用するなど、品目により異なった税率を適用している国もある。莫大な費用を要する医療関係の設備投資については現在でも相応の消費税が課せられており、医療機関の設備投資の減退の要因となっている。医療サービスの質の向上をはかるためには、医療関係の設備投資について税率に例外を設けていただきたい。

7. 他の税目の軽減をはかる

医療法人は非営利団体とされ、営利活動が禁じられているが、法人税では一般の企業と同水準の税率が課せられるという不公平が強いられている。また、現在の税制においては特に社会医療法人に対して優遇措置が設けられているが、その他の医療法人も公共性・社会性が高い業種であることを勘案し、法人税の税率軽減の対象の拡大や、戻し税としての消費税の還付など、医療法人に対する税制の見直しを検討していただきたい。

以上

2012年12月4日

社会保障審議会 介護給付費分科会
介護事業経営調査委員会
委員長 田中 滋 殿

民間介護事業推進委員会代表委員
(介護給付費分科会委員)
山際 淳

「第3回介護事業経営調査委員会」

消費税負担に関する関係団体ヒアリングにおける意見

介護保険制度の下では、これまで多様なサービス提供主体が参入し、増大する介護需要に対応しながらサービスの供給量を増大させてきています。とりわけ、在宅介護分野における民間介護事業者からのサービス供給量は大きい状況にあります。民間介護事業推進委員会(「注」参照)は、民間の役割の増大とともに求められるサービスの質の確保をはじめとした社会的責任を果たすべく努力しているところです。

今後、さらなる高齢化の進展の中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進していくためには、増大する介護需要に的確に対応しながら、サービスの供給を量と質の両面から継続的、安定的に確保していく必要があります。これには介護事業者の経営の安定化は必須であり、介護事業者それぞれの経営努力はもとより、制度や税制といった介護事業経営に関する環境整備も極めて重要となります。

この度の、消費税引き上げについては、我が国の社会保障の安定化のために、その必要性については理解するものの、介護事業の経営に対する影響も大きいことから、民間介護事業推進委員会としての意見を以下の通り申し述べます。

1. 消費税引き上げへの対応に関する意見(案)

(1) 消費税引き上げにより、事業者負担が増加する控除対象外消費税について、負担を回避する何らかの対応策を講じて頂きたい。

介護保険サービスについては、福祉用具貸与・購入(障害者用物品を除く)、住宅改修など一部のサービスを除き、消費税については非課税取引となっております。しかし、人件費を除く仕入れ部分は課税対象となっており、現在その消費税は、事業者が全額負担している状況にあります。負担金額は、現在の消費税5%でも事業経営に影響を及ぼすレベルとなっており、今後消費税引き上げが行われた場合、その負担金額が倍増(5%→8%→10%)することとなり、事業経営に大きな影響を与えることとなります。

(2) 上記の負担回避にあたっては、適切な対応策の検討を行い、実施願いたい。

消費税引き上げによる事業者負担の増加を回避するための方策はいくつか想定することができます。

- ① 現在の医療保険制度と同様に事業者負担増加分に見合う金額を介護報酬で上乘せする、
- ② 事業者負担の増加分を仕入れ控除又は還付する(介護保険サービスを課税対象取引としながらゼロ税率を適用する方法、非課税取引のまま仕入れ控除又は還付を可能とさせる方法等)、
- ③ 介護保険サービスを課税対象とする等です。

ただし、これらについては、営利法人、公益法人など法人の性格の違い等による税制上の措置の現状を踏まえた慎重な検討が必要です。なお、これらの対応策の実施にあたっては、利用者負担を増加させないよう、利用者の税額控除を可能とさせる施策も合わせて実施することが必要と考えます。

(3) 介護保険サービスの種類ごとに課税対象となる仕入れ部分の費用・投資部分の比率は異なっており、サービス種類ごとの実態に合わせた対応策として頂きたい。

介護保険サービスごとに必要となる建物や設備・備品等の装備状況には違いがあり、仕入れ部分の課税対象取引比率は大きく異なることとなります。これら、介護サービスごとの経営実態については、平成25年7月実施予定の介護事業経営概況調査で明らかにし、対応策に反映させることを求めます。

2. 「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査票」(案)について

調査票については、「2. 設備投資の状況」の設問文について、わかりづらいという意見が寄せられています。記入時に戸惑うことも想定されるため、できる限り理解しやすい設問文としていただくことや、事業所側の状況を想定して記入例を増やすなど、配慮いただけるようお願い申し上げます。

以上

*注 「民間介護事業推進委員会」の概要

民間の主体性に基づいた活動として、下記の民間介護事業の関係中央団体が、介護保険制度の下での事業運営の効率化及び質の向上を図るための方策等について意見を集約するなどの活動を行っています。

【構成団体】(順不同)

- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・J A 高齢者福祉ネットワーク
- ・一般社団法人日本在宅介護協会
- ・日本生活協同組合連合会
- ・一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
- ・特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会
- ・一般社団法人シルバーサービス振興会(事務局)

特定施設入居者生活介護における 物件費の取扱い

2012年12月4日

介護給付費分科会介護事業経営調査委員会
一般社団法人 全国特定施設事業者協議会
代表理事 市原 俊男

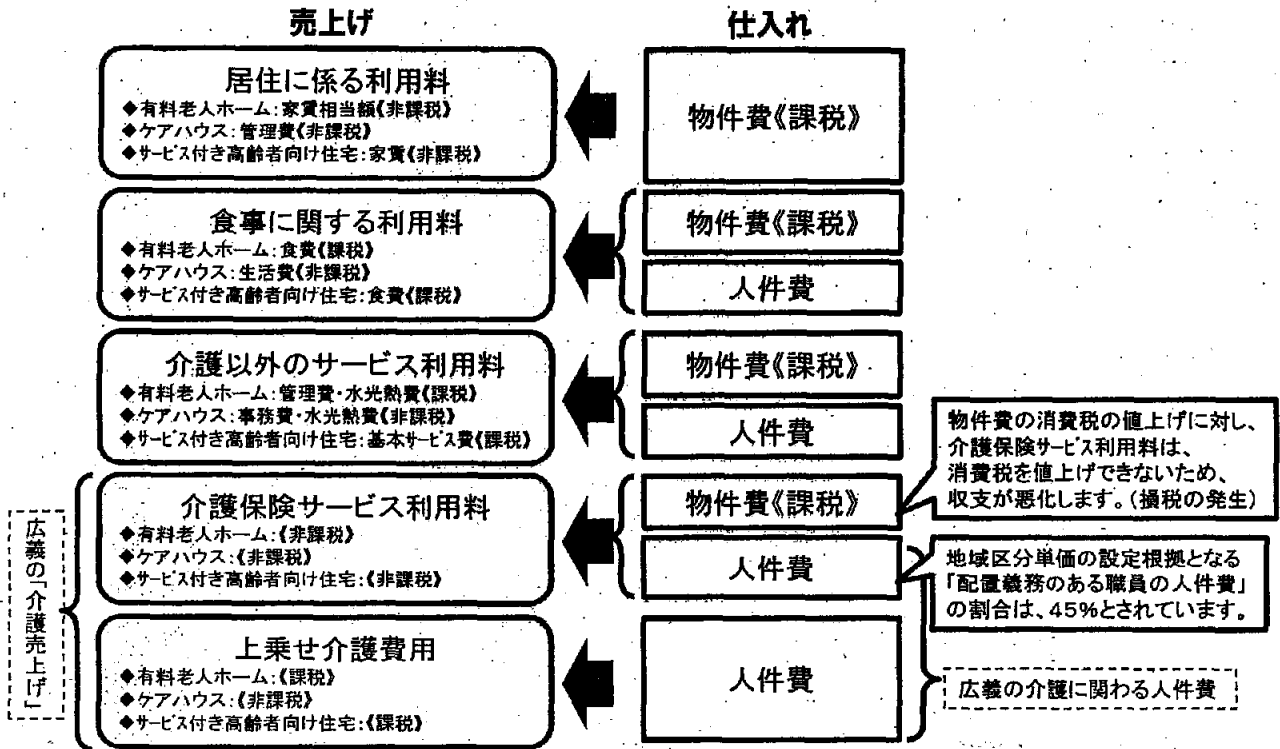
1

「介護サービス施設・事業所の設備投資調査」に対する意見

1. 消費税の値上げにより、事業者が高額投資を控えることが予想され、設備投資に関する調査を行うことは有益であると考えます。
2. 調査対象の客体数が、介護保険三施設と比較して、居宅サービスは少なく押さえられているが、どのような理由でしょうか。予想される回収率を踏まえて、十分な客体数を確保していただきますようお願いいたします。
3. 事業所ごとに回答することとなっていますが、法人本部の設備投資が軽視されるおそれがあります。一方、法人本部の設備投資を1件ずつ記載することは煩雑になります。調査票の記載方法について、考慮していただきたいと存じます。
4. 以下のような機器も想定されますので、機器分類表への追加・明記をお願いいたします。

・健康管理機器 血圧計、車いす用体重計、盲ろうつと点滅吸引付属機器
 ・緊急対応機器 スプリンクラー(新規・交換)、緊急通報装置、ナースコール、館内放送設備
 ・省エネ関連機器 省エネ機器(家電の交換など)、自然エネルギー装置(太陽光発電など)

特定施設入居者生活介護事業者における消費税の取扱い



一般社団法人全国特定施設事業者協議会 2012.12.4.

2

3

2012年度改定における物件費の取扱いを踏まえた対応

平成24年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、以下の改定率とする。

介護報酬改定

改定率 +1.2%
 在宅 +1.0%
 施設 +0.2%

(平成23年12月21日 財務大臣・厚生労働大臣合意)

介護職員処遇改善交付金を介護職員処遇改善加算に変更したことに+2.0%要したため、それ以外の部分は、-0.8%の改定率とされています。

消費税の値上げは、介護事業者の仕入れのうちの物件費の値上げと同義です。

物価の下落傾向を踏まえて2012年度介護報酬改定が行われたことを踏まえ、今回は、介護報酬の増額改定を実施していただきます。

※仮に特定施設の物件費割合が45%であるとすれば、消費税引き上げに伴う介護報酬の増額は、 $+5\%(\text{物件費増}) \times 55\%(\text{物件費割合}) = +2.75\%$ が必要。

※特定施設の収支差率は、+3.5% (平成23年介護事業経営実態調査)

一般社団法人全国特定施設事業者協議会 2012.12.4.

3

4

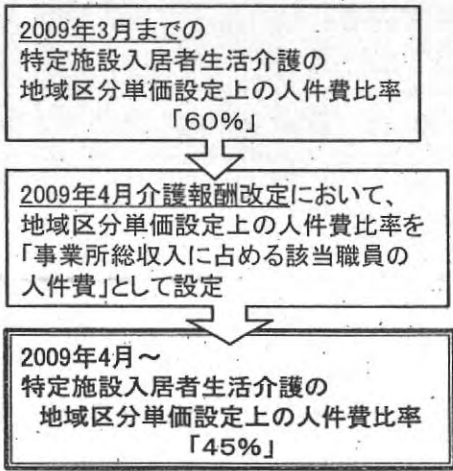
地域区分単価における人件費割合の見直し

2009年度介護報酬改定において、特定施設は地域区分単価設定上の人件費割合が45%に引き下げられました。45%を是とすれば、消費税引き上げに伴う介護報酬の増額は、+5%(物件費増)×55%(物件費割合)が必要です。

全額対応することが難しければ、都市部の介護・看護職員の確保のため、**地域区分単価の設定方法における人件費割合の算定方法を、**

「事業所総収入に占める該当職員の人件費」から

「介護収入に占める該当職員人件費」に見直していただきたいと考えます。



⇒ 都市部の介護報酬の実質的な引き下げ

2009年度介護報酬改定時資料

<介護報酬1単位当たりの単価の見直しの全体像と見直し後の単価>

<現行>

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	60%	40%	40%	40%	40%
単価	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

<見直し後>

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合	15%	10%	6%	5%	0%
人件費割合	70%	55%	55%	55%	55%
単価	11.05円	10.70円	10.42円	10.35円	10円

2012年度介護報酬改定後

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乗せ割合	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
地域区分単価	10.81円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

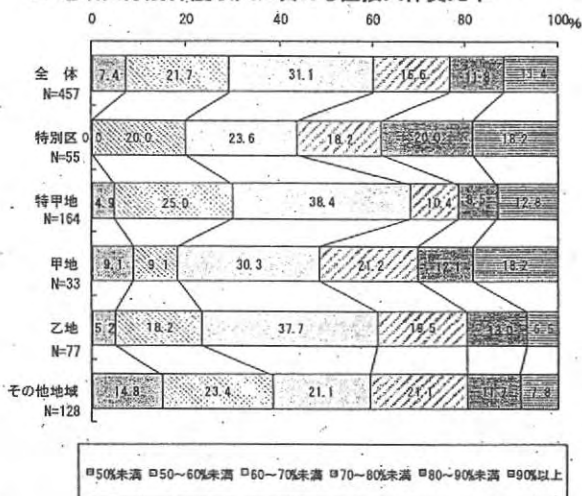
(参考) 特定施設入居者生活介護の一単位の単価の地域格差

特定施設入居者生活介護における介護収入に占める直接人件費比率は、平均69.7%となっており、2009年に設定された「45%」は、現実とかけ離れた数値となっています。

(分子は、介護関係の人件費、分母は、介護報酬+介護職員処遇改善交付金+上乗せ介護費用としています。)

平成22年特定施設経営概況・処遇状況等調査報告書 (2010年12月)

■ 地域区分別介護収入に占める直接人件費比率



※「介護収入に占める直接人件費比率」
= 直接人件費 ÷ 介護収入 × 100より算出。

※「直接人件費」は、看護師、准看護師、計画作成担当者、介護福祉士の資格を有する介護職員、介護福祉士以外の介護職員、機能訓練指導員、生活相談員の各職種における給料・賞与等の金額の合計額より算出。

※「介護収入」
以下の収入の合計額より算出。
①介護一時金による収入(初期償却+月次償却)
②介護保険給付による収入
③介護職員処遇改善交付金
④介護保険以外の介護費用収入(上乗せ分)

(参考) 介護事業経営実態調査 (特定施設入居者生活介護)

平成23年 介護事業経営実態調査結果

19-① 特定施設入居者生活介護(予防を含む)(総括表)

		平成17年調査	平成20年調査	平成23年調査	(参考)平成22年調査				
		千円	千円	千円	千円				
1	I 介護事業収益								
2	(1)介護料収入	9,409	9,689	9,907	7,327				
3	(2)保険外の利用料	20,957	7,818	8,948	11,873				
4	(3)補助金収入	-	-	81	2				
5	(4)国庫補助金等特別独立金取崩額	-	-	26	-				
6	(5)介護報酬定率減	-	-	-0	-				
7	(6)介護職員処遇改善交付金	-	-	288	52				
8	II 介護事業費用								
9	(1)給与費	11,356	48.7%	8,041	48.7%	8,407	48.0%	6,633	36.5%
10	(2)滞留費等	1,356	7.9%	1,230	7.5%	956	5.6%	1,475	1.7%
11	(3)その他	14,971	36.6%	5,856	34.0%	6,538	38.1%	8,458	43.9%
12	(4)予備金等	3,249	8.5%	1,571	9.5%	1,238	7.2%	-	-
13	III 介護事業外収益								
14	(1)借入金補助金収入	-	-	-	51	0			
15	IV 介護事業外費用								
16	(1)借入金利息	484	-	585	-	315	266		
17	V 特別損失								
18	(1)本部費繰入	-	-	-	371	47			
19	収入 ①=I-I(4)+III	29,769		18,497		17,155		19,255	
20	支出 ②=II+IV+V-I(4)	29,147		15,773		18,560		17,076	
21	差引 ③=①-②	1,598	4.4%	723	4.4%	594	3.5%	2,179	11.3%
22	施設数	69		67		243		30	

※ 比率は収入に対する割合

※給与費の内訳が明らかではないので、この統計からは、
介護報酬(介護料収入+介護職員処遇改善交付金)に占める
人件費割合は算出できない。

消費税負担に関する意見陳述要旨

公益社団法人日本認知症グループホーム協会

1. 「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」(案)について

(1) 調査の実施について

消費増税分にきめ細かな対応をするために、高額投資等に係る部分の実態調査を実施することについては賛成である。適正な調査の実施によって、高額投資に係る適正な基準が設定されることを期待する。

(2) 2. 設備投資の状況について

① 介護用機器、医療機器、調剤用機器の保有状況(固定資産台帳に掲載されているもの)

介護用機器分類表の分類内容については、一通り網羅された内容となっている。

② リース・賃貸契約により保有する資産の状況(固定資産台帳に掲載されていないもの)

協会の実態調査(2009年度)によると、調査対象事業所全体の約20%が建物を賃貸借契約している。ただし、オーナー(建主)が課税売上1000万円以下の免税事業者かどうかによって、消費税が課される場合と課されない場合がある。また、消費税が課される場合も、非課税となる住宅の貸付け部分と課税となる役務の提供部分に関してはそれぞれに係る対価の額を合理的に区分するものとする(消費税法基本通達6-13-6)とされているが、担当者の解釈により、実態として合理的に区分されていない(すべて課税対象としてみなされる)こともあるようである。

2. 消費税引上げへの対応に関する意見

介護サービスは公共性の観点から消費税が非課税とされているが、仕入れに係る消費税は課税扱いとなっている。消費税率引き上げに際して、仕入れに係る税額が適正に転嫁されず、介護サービス提供事業者に新たな負担が生じないか懸念している。

特に、認知症グループホーム全体の9割以上が2ユニット以下の小規模事業体であり、建物や建物付属設備等の保守・修繕や福祉機器の購入等高額な投資に伴う消費税負担は、経営の深刻な圧迫要因となりうる。

介護サービス提供事業者の経営の安定化の観点から、介護サービス提供事業者に消費税率引き上げに伴う新たな負担が生じないよう、高額な投資に係る部分の実態調査及び介護事業経営概況調査の結果を適正に分析した上で、介護報酬の消費税分の適正な上乘せ幅の設定及び個別の状況に応じた交付金等による高額な投資への配慮など介護サービスに係る消費税の適正な負担のあり方について、十分検討していただくようお願いしたい。

なお、その際、介護サービスの公共性の観点も踏まえた上で、利用者の負担増とならないような配慮についてもお願いしたい。

介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて(意見)

公益社団法人 日本看護協会

消費税引上げへの介護分野における対応については、介護保険サービスの安定した供給が妨げられることのないよう、サービス事業者の負担増に配慮し、所要の支援策を講じるよう要望いたします。

特に、これから地域包括ケアの基盤となる訪問看護等の居宅サービス、複合型サービス等の地域密着型サービスについては、中小規模の事業者が多いこと、今後の普及整備に伴い高額投資の発生が見込まれることから、実態をふまえた税負担の軽減策が必要です。

以下、ヒアリング項目2点について意見を申し述べます。

1. 「介護サービス施設・事業の設備投資に関する調査」(案)について

介護サービスにおける開設主体の多様性や適用される税制の違いをふまえ、開設主体別の分析が可能となるよう、抽出率を上げて十分な調査客体数を確保すべきではないか。

2. 消費税引上げへの対応に関する意見

1) 「高額投資」部分への対応について

複合型サービス等、今後さらに整備拡充が必要となるサービス事業者における高額投資部分の消費税負担については、2014年4月の消費税率引上げ時に向け、介護保険制度において支援措置を講じるべき。

また、「高額投資」の定義については、単純に資産の取得価額の大小ではなく、サービスごとの事業規模の違いを考慮し、資産取得価額の保険収入に占める割合として把握すべき。

2) 介護報酬への反映について

次回報酬改定に向け、消費税引上げ分を加味した介護報酬の調整については早期に方針を明確にし、国民理解を深めるための情報発信や相談窓口設置を行うべき。

3) 報酬改定時期の見直しについて

消費税引上げと介護報酬改定時期のずれに伴う事業者負担、さらに訪問看護などの医療保険・介護保険双方に関連するサービスの事務負担増を考慮し、次回介護報酬改定については前倒し等の対応策を検討していただきたい。

介護保険サービスにおける消費税の取扱い等について (意見)

平成24年12月4日
全国健康保険協会
理事長 小林 剛

- 医療保険における消費税の扱いについては、平成元年と平成9年の消費税引上げ時において、高額な設備投資の場合とそれ以外を明確に分けず措置してきたが、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をする」ことが規定されている。
- 一方、介護保険サービスにおける消費税の取扱いについては、法律上特に規定されていない。また、介護保険給付費分科会においては、高額な設備投資への消費税対応について、その必要性を含めて何ら議論が行われていない。
- したがって、介護保険サービスに対する消費税の取扱いについては、高額な設備投資への消費税対応を含めて、まずは、介護保険給付費分科会において検討すべきである。
また、検討に当たっては、介護保険サービス提供者に対する税制優遇措置や補助金、政策融資等の効果を踏まえる必要があると考える。

介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて(意見)

平成24年12月4日
健康保険組合連合会
理事 高智 英太郎

1. 実態調査を含む消費税率引上げへの対応について

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」では、高額投資に関して、「医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し～」と規定しており、医療と介護を同様に取り扱うとする記述はどこにも見あたらない。この点を踏まえると、介護給付費分科会介護事業経営調査委員会において先行する形で、高額投資の実態調査の議論が進められていることには違和感を禁じ得ない。
- 本年、9月7日の「調査委員会」では、中医協における消費税負担に関する議論の動向を踏まえながら、介護においても医療と同様の調査を行うことについて議論が行われた。しかしながら、同日の介護給付費分科会では、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等に係る検討の進め方は「報告事項」として取り扱われたに過ぎず、介護給付費分科会での実質的な議論は、まったく行われていない。
- したがって、介護給付費分科会において、介護保険における消費税課税の実態調査の進め方や方法を含め、介護報酬における消費税引上げへの対応等についての議論を進める必要がある。

(第4回中医協診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担に関する分科会資料(H24.10.31))

消費税の経費処理(税抜経理方式)

2. 次期介護報酬改定について

○現在、第5期介護保険事業計画に基づく介護保険料が設定されているが、同期の保険料については消費税引上げの影響は加味されていない。そのため、平成26年度に介護報酬を通じて消費税引上げに係る対応を行えば、保険料の再設定が必要となる。加えて27年度には、3年に一度の通常の介護報酬改定が行われることから、2年連続で保険料見直しの対応が求められることとなる。こうした保険者の負担回避も考慮すべく、次期介護報酬改定の実施時期について検討を開始すべきである。

【例】消費税5%、課税売上割合10%、合計20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- ・設備投資総額に対する消費税100百万円のうち、課税売上割合である10%分の10百万円が税額控除
- ・残りの非課税売上割合である90%の90百万円が控除対象外消費税(繰延消費税として資産計上)
- ・繰延消費税の90百万円×12/60×1/2(初年度のみ)=9百万円を償却
次年度以降は90百万円×12/60=18百万円を償却

単位:百万円		単位:百万円		
益金	7,000	7,000	(税額控除)	10
損金	5,009	5,018	控除対象外消費税	90
(消費税償却分)	(9)	(18)	法人実効税額減少分(累計)	▲36
所得金額	1,991	1,982		
法人実効税率40%	796.4	792.8		
(法人実効税額減少分)	(▲3.6)	(▲7.2)		

前提: 消費税5%、法人実効税率40%、総額20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

(1) 課税売上割合100%

単位:百万円		単位:百万円		
益金	7,000	7,000	(税額控除)	100
損金	5,000	5,000	控除対象外消費税	0
(消費税償却分)	(0)	(0)	法人実効税額減少分(累計)	0
所得金額	2,000	2,000		
法人実効税率40%	800	800		
(法人実効税額減少分)	-	-		

課税売上割合100%なのでそもそも控除対象外消費税が発生しない。

(2) 課税売上割合50%

単位:百万円		単位:百万円		
益金	7,000	7,000	(税額控除)	50
損金	5,005	5,010	控除対象外消費税	50
(消費税償却分)	(5)	(10)	法人実効税額減少分(累計)	▲20
所得金額	1,995	1,990		
法人実効税率40%	798	796		
(法人実効税額減少分)	(▲2)	(▲4)		

課税売上割合50%なので控除対象外消費税50百万円が発生し、最終的に消費税の償却により法人税率が20百万円減少する。

(3) 課税売上割合0%

単位:百万円		単位:百万円		
益金	7,000	7,000	(税額控除)	0
損金	5,010	5,020	控除対象外消費税	100
(消費税償却分)	(10)	(20)	法人実効税額減少分(累計)	▲40
所得金額	1,990	1,980		
法人実効税率40%	796	792		
(法人実効税額減少分)	(▲4)	(▲8)		

課税売上割合0%なので控除対象外消費税100百万円が発生し、最終的に消費税の償却により法人税率が40百万円減少する。

【参考】医療機関等の法人税率

区分	法人種別	法人税率	
		国内法人等	国外法人等
A	株式会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人(※1)、公益財団法人(※1)	25.5%	
B	医療法人	25.5%	25.5% (※2)
C	特定医療法人(※2)	19%	19% (※2)
D	社会医療法人(※3)、学校法人、社会福祉法人	非課税	19%
E	国、地方公共団体、独立行政法人	非課税	

- ※1 公益社団法人、公益財団法人は、公益目的事業について非課税。
- ※2 特定医療法人とは、財団又は出資持分なしの団体の医療法人のうち、その事業内容と運営の面で公益性が高いものとして租税特別措置法第67条第2項に基づき国税庁長官の承認を受けた法人
- ※3 社会医療法人とは、財団又は出資持分なしの団体の医療法人のうち、救急医療等確保事業に係る業務を行う法人として都道府県知事の認定を受けた法人
- ※4 法人税率の時点はH24年4月1日以降とする。
- ※5 この他、中小法人（普通法人（株式会社・医療法人等）では資本金等1億円以下など）等の軽減税率（所得金額のうち年額800万円までの軽減税率）、復興特別法人税率（H24年度から3年間10%）がある。

第3回医療機関等における消費税負担に関する分科会（平成24年8月30日）
における委員の発言（宿題事項関係抜粋）

○西澤委員

この資料(※)は減価償却とか法人税での戻りがわかるのですが、もう少し詳しく言えば法人税を払っている、要するに持ち分ありの医療法人のイメージの図だと思えます。一方、公立病院等は法人税を払っていません。そのような病院はどうなるのかということと比較の上で出していただきたい、又、非課税売上部分に関してだけの説明ですが、ここに非課税割合とか課税割合が書いてありますが、課税割合の方の処理の仕方、これは当然その分は丸々税金が還付のはずですから、そういうことを含めてわかりやすい図にしたものを1回見せていただきたいと思えます。いわゆるキャッシュフローがそれぞれでどう違ってくるか、例えば課税100%のときと非課税100%のとき、あるいはその中間の3つの例ぐらいで、今、言ったようなことをお示し願えればと思います。

※第3回分科会資料4「消費税の経理処理」

消費税の経費処理(税抜経理方式)

【例】消費税率5%、課税売上割合10%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- ・設備投資総額に対する消費税100百万円のうち、課税売上割合である10%分の10百万円が税額控除
 - ・残りの非課税売上割合である90%の90百万円が控除対象外消費税(繰延消費税として資産計上)
 - ・繰延消費税の90百万円×12/60×1/2(初年度のみ)=9百万円を償却
次年度以降は90百万円×12/60=18百万円を償却
 - ・繰延消費税として、所得金額が抑えられる分、法人税率に応じて、法人税が軽減される。
- A・B 法人税率25.5%の場合 90百万円×25.5%=22.95百万円
C 法人税率19%の場合 90百万円×19% =17.1百万円
D・E 法人税率0%の場合 90百万円×0% =0百万円

項目	単位:百万円		単位:百万円	
	課税売上割合10%の場合	課税売上割合10%の場合	初年度	次年度以降
消費税	7,000	7,000	7,000	10
損金	5,000	5,009	5,018	90
(消費税償却分)	0	(▲9)	(▲18)	
所得金額	2,000	1,991	1,982	
A・B(法人税率25.5%)	510.0	507.7	505.4	
(法人税額減少分)	—	(▲2.3)	(▲4.6)	
C(法人税率19%)	380.0	378.3	376.6	
(法人税額減少分)	—	(▲1.7)	(▲3.4)	
D・E(法人税率0%)	0	0	0	

消費税の経理処理について (税抜経理方式と税込経理方式)

診断組 税-4
24.8.30

ポイント

- 法人税額
他の条件が同じ場合でも、どちらの経理処理方法を採用するかにより、控除対象外消費税額等の損金算入の時期が異なることがある。そのため、毎期の法人税額が同額とならないことがある。ただし、各期を通じた場合、損金算入額の累計は同額となるため、法人税額の累計も同額となる。
- 消費税額
他の条件が同じ場合、どちらの経理処理方法を採用するかにかかわらず、每期とも同額になる。

【参考】消費税の経理処理(税抜経理方式(1))

(法人税法施行令(昭和四十年三月三十一日政令第九十七号))

1. 税抜経理方式を採用している場合(消費税の額を区分して経理する方法)

(1) 次のいずれかに該当する場合には、法人税法上は、損金経理を要件としてその事業年度の損金の額に算入し、また、所得税法上は、全額をその年分の必要経費に算入。

- イ その事業年度又は年分の課税売上割合が80%以上であること。
- ロ 棚卸資産に係る控除対象外消費税額等であること。
- ハ 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満であること。

【例】消費税率5%、課税売上割合90%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

○機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である10%の10百万円を一括償却

	消費税率5%あり	消費税率5%あり
益金	7,000	7,000
損金	5,000	5,010
(消費税償却分)	0	▲10
所得金額	2,000	1,990
法人税(税率50%)	1,000	995
(増減)	-	(▲5)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

【参考】消費税の経費処理(税抜経理方式(2)-①)

(2)-①

上記(1)に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、次に掲げる方法によって損金の額又は必要経費に算入。

- イ 法人税
繰延消費税額等を60で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。なお、その資産を取得した事業年度においては、上記によって計算した金額の2分の1に相当する金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。
- ロ 所得税
所得税法上も同様の取り扱い。

【例】消費税率5%、課税売上割合75%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- 機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である25%の25百万円が繰延消費税
- 繰延消費税の25百万円×12/60×1/2(初年度のみ)=2.5百万円を償却
次年度以降は25百万円×12/60=5百万円を償却

	消費税率5%あり	繰延消費税あり(初年度)	繰延消費税あり(次年度以降)
益金	7,000	7,000	7,000
損金	5,000	5,002.5	5,005
(消費税償却分)	0	▲2.5	▲5
所得金額	2,000	1,997.5	1,995
法人税(税率50%)	1,000	998.75	997.5
(増減)	-	(▲1.25)	(▲2.5)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

【参考】消費税の経費処理(税抜経理方式(2)-②)

(2)-②

上記(1)に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、次に掲げる方法によって損金の額又は必要経費に算入。

- イ 法人税
繰延消費税額等を60で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。なお、その資産を取得した事業年度においては、上記によって計算した金額の2分の1に相当する金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。
- ロ 所得税
所得税法上も同様の取り扱い。

【例】消費税率5%、課税売上割合10%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- 機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である90%の90百万円が繰延消費税
- 繰延消費税の90百万円×12/60×1/2(初年度のみ)=9百万円を償却
次年度以降は90百万円×12/60=18百万円を償却

	消費税率5%あり	繰延消費税あり(初年度)	繰延消費税あり(次年度以降)
益金	7,000	7,000	7,000
損金	5,000	5,009	5,018
(消費税償却分)	0	▲9	▲18
所得金額	2,000	1,991	1,982
法人税(税率50%)	1,000	995.5	991
(増減)	-	(▲4.5)	(▲9)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

【参考】消費税の経理処理(税込経理方式)

診調組 税-2-1
24.10.31

2. 税込経理方式を採用している場合(消費税の額を区分しないで経理する方法)

○消費税等込みの価額が取得価額になって、償却期間に応じて減価償却

【例】消費税率5%、償却期間5年、21億円(税込み)の設備投資を行った場合、

○21億円(税込み)の設備投資につき、毎年420百万円の減価償却

内訳は、

- ・ 機械の償却分が毎年400百万円
- ・ 消費税の償却分が毎年20百万円

	単位:百万円	
	取引の対価の額	消費税等の額
益金	7,000	7,000
損金	5,000	5,020
所得金額	2,000	1,980
法人税(税率50%)	1,000	990
(増減)		(▲10)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分せずに経理

6

医療機関等の行う高額投資に係る消費税負担の状況把握に関する調査専門チーム 報告

平成24年10月31日

中央社会保険医療協議会の診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担に関する分科会において、医療機関等の行う高額投資に係る消費税負担の状況について、予備的調査を行い、今後実施する本調査における調査事項の把握、課題の整理及び調査票・調査方法等の検討を行うため、医療機関等の行う高額投資に係る消費税負担の状況把握に関する調査専門チーム(以下「調査専門チーム」)が設置された(別紙:メンバー名簿)。

これまで、第1回(平成24年9月26日)、第2回(同年10月9日)、第3回(同年10月24日)と計3回に亘って議論を行ったところ、調査専門チームとして、以下のとおり本調査を実施するのが適当ではないかとの結論を得たので、報告する。

I 設備投資等に関する趨勢の分析(43 医療機関等のデータから読み取れる傾向)

調査専門チームでは、医療機関等における設備投資等の状況に関し、医療機関等43施設(病院13施設、一般診療所10施設、歯科診療所10施設、薬局10施設)の設備投資等について、それぞれ平成23年度の固定資産台帳に記載されている平成14年4月から平成24年3月までの10年分のデータのほか、追加的に各種データを収集し、以下のとおり、その趨勢の分析を行った。

1. 総取得価額及び総件数で見た全般的な傾向(固定資産台帳から得たデータ)

病院¹は、一般診療所、歯科診療所及び薬局²と比較して、過去10年間における総取得価額及び総件数ともに圧倒的に規模が大きい(表1)。また、病院、一般診療所、歯科診療所及び薬局のいずれにおいても、施設ごとの総取得価額と総件数には概ね比例関係があると言える状況になっている(図1)。

¹ 病院においては、総取得価額は、3施設が100億円を超えるほか、ほとんどの施設が10億円以上であり、総件数は、最も多い施設が3,338件、最も少ない施設でも108件である。

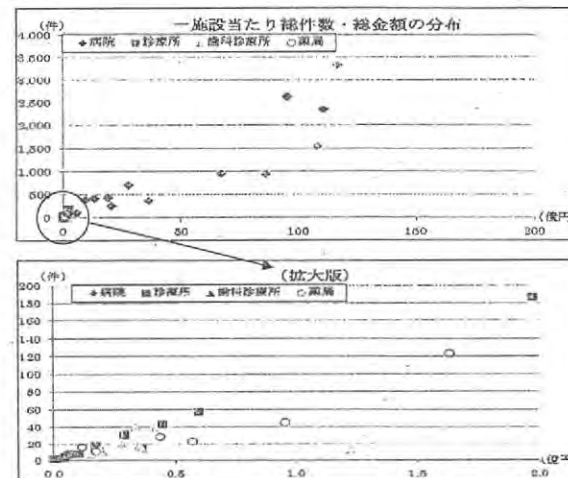
² 一般診療所、歯科診療所及び薬局においては、総取得価額は、最も高額で約2億円、中心となるのは1,000万円以上6,000万円未満であり(1,000万円未満は7施設)、総件数は、最も多い施設で187件、中心となるのは10数件から60件未満、最も少ない施設は2件である。

(表1) 平成14年4月～24年3月の間に取得された資産の施設ごとの総取得価額及び総件数

※土地の取得は消費税非課税であるため計上していない。

施設	金額	件数
H01(市町村, 400床台, DPC)	10,793,888,417	1,559
H02(私立大学, 800床台, DPC・特定機能)	11,675,502,614	3,338
H03(市町村, 500床台, DPC)	9,556,854,853	2,625
H04(済生会, 300床台, DPC)	3,577,465,667	366
H05(社会福祉法人, 700床台, DPC)	11,047,350,158	2,345
H06(医療法人, 200床台)	1,305,438,513	420
H07(社会医療法人, 400床台, DPC)	2,733,900,055	705
H08(医療法人, 300床台, DPC)	916,092,869	390
H09(医療法人, 200床台, DPC)	2,003,282,019	257
H10(社会医療法人, 300床台, DPC)	8,645,357,814	943
H11(医療法人, 500床台, DPC)	1,884,824,921	433
H12(国立病院機構, 700床台, DPC)	6,717,253,975	956
H13(医療法人, 500床台)	566,985,430	108
一般診療所	金額	件数
C01(医療法人, 0床, 消化内科/内科)	461,925	2
C02(個人, 19床, 内科/循環内科/皮膚/小児/放)	4,172,285	4
C03(個人, 19床, 消化内科/外科)	35,915,706	15
C04(医療法人, 19床, 整形/リウマチ/リハ)	59,517,574	58
C05(医療法人, 18床, 産科/婦人科)	44,222,051	43
C06(個人, 19床, 眼科)	196,855,222	187
C07(医療法人, 0床, 内科/小児/麻酔)	17,055,125	18
C08(医療法人, 0床, 内科/小児/放)	10,055,363	8
C09(医療法人, 0床, 内科/循環内科/消化内科/放)	28,762,781	31
C10(個人, 9床, 消化内科/外科/整形)	7,124,777	8
歯科診療所	金額	件数
D01(個人, 0床)	34,591,494	17
D02(個人, 0床)	18,939,084	14
D03(医療法人, 0床)	15,536,813	7
D04(個人, 0床)	33,411,434	40
D05(個人, 0床)	40,800,371	39
D06(医療法人, 0床)	27,781,015	20
D07(個人, 0床)	19,860,258	9
D08(医療法人, 0床)	5,114,000	7
D09(個人, 0床)	122,611,580	12
D10(個人, 0床)	36,138,319	13
薬局	金額	件数
P01(有限会社)	43,206,310	29
P02(有限会社)	57,159,523	23
P03(有限会社)	4,894,669	6
P04(公益法人)	16,930,167	11
P05(有限会社)	7,042,239	8
P06(市町村)	163,239,207	123
P07(有限会社)	11,526,831	16
P08(有限会社)	3,391,585	3
P09(株式会社)	200,639,399	124
P10(株式会社)	95,569,845	45

(図1) 施設ごとの総件数・総取得価額の分布



2. 1件当たり取得価額で見た傾向(固定資産台帳から得たデータ)

過去10年間における資産の取得状況について、1件当たり取得価額で見ると、病院は、1億円以上を含め相対的に金額の高いものを多数有する一方、総件数では相対的に少額な500万円未満のものが大部分を占めている。一般診療所、歯科診療所及び薬局は、1億円以上のものは薬局に1件、5,000万円以上1億円未満のものは歯科診療所に1件及び薬局に1件あるのみであり、病院と比較して取得価額の高い資産が少ない(表2)。

なお、病院における1件当たりの取得価額が1億円以上のものは、25億円以上30億円未満が1件、15億円以上20億円未満が3件、5億円以上10億円未満が8件、1億円以上5億円未満が94件となっており、資産種別では「建物(※)」「器械備品(※)」に集中している(表3)。

(表2) 平成14年4月～24年3月の間に取得された階級区分(1件当たり取得価額)ごとの資産の状況(その1)

※土地の取得は消費税非課税であるため計上していない。

階級区分	病院		一般診療所				歯科診療所		薬局	
	総金額	割合	総金額	割合	総件数	割合	総金額	割合	総件数	割合
100万円以上	31,949,734,317	44.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
50万円～100万円	7,083,086,943	9.9%	0	0.0%	0	0.0%	58,353,984	16.3%	1	0.5%
10万円～50万円	14,704,008,922	20.6%	705	4.9%	62,089,528	15.4%	4	1.1%	101,970,250	28.4%
5万円～10万円	5,708,992,325	8.0%	820	5.7%	32,974,000	8.2%	5	1.3%	37,484,750	10.4%
1万円～5万円	8,702,976,274	12.2%	3,603	24.9%	181,012,593	44.8%	71	19.0%	122,286,467	34.8%
1万円未満	3,265,438,524	4.6%	9,108	63.1%	128,167,888	31.7%	294	78.6%	34,689,917	101.1%
合計	71,424,297,305	100.0%	14,445	100.0%	404,242,808	100.0%	374	100.0%	354,784,368	100.0%

3 病院においては、1件当たり1億円以上の資産が総件数の0.7%であるのに対し(ただし、総取得価額ベースでは全体の45%弱)、1件当たり500万円未満の資産が総件数の88%を占めている。

4 一般診療所、歯科診療所及び薬局においては、いずれの施設も500万円未満の資産が総件数の90%以上を占めている。

